

京都市告示第 120号

京都市考古資料館の指定管理者である公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所から、京都市考古資料館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市考古資料館の臨時開館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年5月18日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開館する日

令和2年5月18日（月）

2 開館の理由

新型コロナウイルス感染症拡大を受け閉館していた文化施設について、感染状況を踏まえ、一斉に開館するため

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)